百三十三の十～百三十三の十六　（略）	百三十三の九～百三十三の十五　（略）
百三十四～百三十四の十三　（略）	百三十四～百三十四の十三　（略）
百三十四の十四　リンザゴリクス´その塩類及びそれらの製剤	（新設）
百三十四の十五～百三十四の十七　（略）	百三十四の十四～百三十四の十六　（略）
百三十五～百三十七　（略）	百三十五～百三十七　（略）
百三十八　レチフアンリマブ及びその製剤	（新設）
百三十九～百四十四　（略）	百三十八～百四十三　（略）
別表第五（第二百二十八条の十関係）	**別表第五**（第二百二十八条の十関係）
医薬品	医薬品
一～四十　（略）	一～四十　（略）
四十一　イムルネストラント´その塩類及びそれらの製剤	（新設）
四十二～百三十八　（略）	四十一～百三十七　（略）
百三十九　タダラキソフスプ及びその製剤	（新設）
百四十・百四十一　（略）	百三十八・百三十九　（略）
百四十二　タフアシタマブ及びその製剤	（新設）
百四十三～二百五十一　（略）	百四十～二百四十八　（略）
二百五十二　レチフアンリマブ及びその製剤	（新設）
二百五十三・二百五十四　（略）	二百四十九・二百五十　（略）

附　則

この省令は´公布の日から施行する。

訓　令

○内閣訓令第１号

各行政機関

「ローマ字のつづり方」の実施について

政府は、本日、内閣告示第４号をもって､「ローマ字のつづり方」を告示した。

今後、各行政機関においては、これを現代の国語を書き表すためのローマ字のつづり方のよりどころとするものとする。

なお、昭和29年内閣訓令第１号は廃止する。

令和７年12月22日　　内閣総理大臣　高市　早苗

法　規　的　告　示

○内閣告示第四号

一般の社会生活において現代の国語を書き表すためのローマ字のつづり方のよりどころを´次のように定める。

なお´昭和二十九年内閣告示第一号は´廃止する。

令和七年十二月二十二日　　内閣総理大臣　高市　早苗

ローマ字のつづり方

前　書　き

1　この「ローマ字のつづり方」は、法令、公用文書、新聞、雑誌、放送など、一般の社会生活において、現代の国語をローマ字で書き表す場合のよりどころを示すものである。

2　このつづり方は、科学、技術、芸術その他の各種専門分野や個々人の表記にまで及ぼそうとするものではない。

3　このつづり方は、過去の著作や文書におけるつづり方を否定するものではない。

4　このつづり方は、外来語にのみ用いられる音や国内の各地域に特有の音等については対象としていない。

5　このつづり方は、「本表」と「添え書き」から成る。「本表」には国語をローマ字で書き表す際に用いるつづり方を掲げた。また、「添え書き」には「本表」を使用する上で必要となる個別の事項を示した。

6　ローマ字のつづり方は、幾つかの方法で行われてきたものであり、「本表」に示すもの以外のつづり方にも意義や用途がある。参考のため、「（付）対照表」において、「本表」のつづり方とそれ以外のつづり方との対照を示した。